

○用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領（平成27年1月30日付け26生産第2628号農林水産省生産局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領</p> <p>制 定 平成27年1月30日付け26生産第2628号  一部改正 平成28年6月27日付け28政統第508号  一部改正 令和元年5月7日付け元政統第18号  <u>一部改正 令和2年12月28日付け2政統第1692号</u></p> <p>農林水産省生産局長通知</p> <p>第1～第5（略）</p> <p><u>附 則（令和2年12月28日付け2政統第1692号）</u></p> <p><u>1 この通知は、令和2年12月28日から施行する。</u></p> <p><u>2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。</u></p> <p><u>3 この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</u></p>	<p>用途限定米穀の買取販売事業者への販売に係る承認事務取扱要領</p> <p>制 定 平成27年1月30日付け26生産第2628号  一部改正 平成28年6月27日付け28政統第508号  一部改正 令和元年5月7日付け元政統第18号</p> <p>農林水産省生産局長通知</p> <p>第1～第5（略）</p> <p>（新設）</p>

(別記様式第1号)

販売承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名(個人の場合は、氏名)

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)第4条第1項第2号ただし書に規定する用途限定米穀の販売について、下記のとおり申請します。

記

1~4(略)

(別記様式第2-①号)

用途限定米穀の販売に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

用途限定米穀の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

(別記様式第1号)

販売承認申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名(個人の場合は、氏名)

印

米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令(平成21年農林水産省令第63号)第4条第1項第2号ただし書に規定する用途限定米穀の販売について、下記のとおり申請します。

記

1~4(略)

(別記様式第2-①号)

用途限定米穀の販売に関する誓約書

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

用途限定米穀の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

1～4 (略)

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名 (個人の場合は、氏名)

注：出荷販売事業者が誓約書を提出する場合にあつては、買取販売事業者の署名を添えるものとする。

(別記様式第2-②号)

用途限定米穀の販売に関する誓約書  
(輸出用として用途が限定されている米穀の販売承認申請の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

輸出用として用途が限定されている米穀 (以下「輸出用米」という。)の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

1～4 (略)

記

1～4 (略)

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名 (個人の場合は、氏名) 印

注：出荷販売事業者が誓約書を提出する場合にあつては、買取販売事業者の署名を添えるものとする。

(別記様式第2-②号)

用途限定米穀の販売に関する誓約書  
(輸出用として用途が限定されている米穀の販売承認申請の場合)

年 月 日

農林水産大臣 殿  
(地方農政局長)

輸出用として用途が限定されている米穀 (以下「輸出用米」という。)の販売に当たって、下記の事項を誓約します。

記

1～4 (略)

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名）

住 所  
商号、名称及び  
代表者の氏名（個人の場合は、氏名） 印